

議案第7号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年新座市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇） 第14条 [略] 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(2) [略] <u>② 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> <u>一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p>	<p>（特別休暇） 第14条 [略] 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(2) [略]</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

不妊治療に係る通院等のための特別休暇について定めたいので、この案を提出するものである。